

尼崎市教育委員会 2月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

令和4年2月28日 午後3時30分～午後4時30分  
(再開) 午後6時4分～午後6時38分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員等	教育長	白畑 優
	教育長職務代理者	徳山 育弘
	委員	太田 垣亘世
	委員	中平 了悟
	委員	正岡 康子

3 出席した事務局職員等

教育次長	梅山 耕一郎
教育次長	東 政信
事務局参与	能島 裕介
管理部長	西村 和修
施設担当部長	山口 泰範
学校教育部長	増田 裕一
学校教育部次長	橋本 貴宗
社会教育部長	安田 博之
企画管理課長	西田 啓行
職員課長	中道 隆広
施設課長	松崎 純治
設備整備担当課長	鯛島 憲治
幼稚園・高校企画推進担当課長	谷 章
特別支援教育担当課長	渡邊 明美
歴史博物館長	伊元 俊幸

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 報告第1号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第6号 職員の人事について
- (3) 議案第7号 尼崎市指定文化財の指定について

日程第3 協議・報告

- (1) スクール・ミッション(素案)の策定について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後6時38分、教育長は開会を宣した。

白畑教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。

日程第2「議事」の「議案第6号 職員の人事について」は、会議規則第6条の2第1項第1号、すなわち『教育委員会に属する職員の任免その他の身分取扱に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第6号」は、会議規則第6条の2第1項第1号に該当するため、公開しないことと決しました。次に、日程第3「協議・報告」の「スクール・ミッション（素案）の策定について」は、意思形成過程等の内容が含まれますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、本件については、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないことと決しました。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。それでは、これより日程に入ります。まず、日程第1の「議事録の承認」についてでございます。12月定例会、1月臨時会および1月定例会の議事録につきましては、先般、事務局より送付しておりますとおりです。内容に質疑等はありませんでしょうか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。12月定例会、1月臨時会および1月定例会の議事録を承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、これら3件の議事録を承認することにいたします。次に、日程第2「議事」の「報告第1号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「報告第1号 令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について」をご説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の資料の報1をお願いいたします。本案は、令和3年度の尼崎市一般会計における教育関係補正予算追加案件分について市長に申し出るにあたり、緊急やむを得ないため、尼崎市教育委員会の権限に属する事務の一部の教育長への委任等に関する規則第4条第2項の規定により、教育長において臨時に代理したことから、同項後段の規定に基づき、報告し、承認を求めるものでございます。次のページ、報1-2をお願いいたします。第1表 教育関係についての歳入歳出予算補正のうち、まず歳入につきましては、表の一番下の歳入合計のうち、教育委員会事務局所管分は、補正前の額70億8287万4千円から今回の補正額3億480万5千円を増額し、補正後の額を73億8767万9千円

とするものでございます。その下、歳出につきましては、50款 教育費のうち、教育委員会事務局所管分は、補正前の額194億664万8千円から、今回の補正額3億480万5千円を増額し、補正後の額を197億1145万3千円とするものでございます。次のページ、報1-3をお願いいたします。第2表 繰越明許費補正の追加でございます。表に記載しております2事業について、合計欄のとおり、2億6470万6千円を翌年度へ繰り越すものでございます。続きまして、その下、変更でございます。記載の1事業について、予算を翌年度へ繰り越すものでございます。4ページをお願いいたします。補正予算の内容について、「2月補正予算の概要」を基に説明させていただきます。なお、歳入の補正予算は歳出に連動したのになりますので、「2 歳出」で説明させていただきます。まず、1番上の小学校費の「特別支援学級教室整備事業」については、国の補正予算の活用に伴い、杭瀬小学校、七松小学校、武庫の里小学校の特別支援学級教室へ改修するもので2242万2千円を、また、その下「各種施設整備事業」は、国の補正予算の活用に伴い、名和小学校、塚口小学校、園和北小学校のトイレの洋式化、自動照明化等で2億4228万4千円を翌年度へ繰り越すものでございます。その下、中学校費の「各種施設整備事業」は、国の補正予算の活用に伴い、大庄北中学校のトイレの洋式化、自動照明化等の事業で、年度内完了が見込めないことから、翌年度へ繰り越すものでございます。5ページをお願いいたします。ご説明しましたいずれの事業も、令和3年度中に事業を完了することは困難であることから、繰越明許費として予算を令和4年度に繰り越すものでございます。以上、簡単ではございますが、令和3年度尼崎市一般会計教育関係補正予算の説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

白畑教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

太田垣委員 杭瀬小学校の特別支援学級の改修とは具体的にどういうものか。

施設課長 今回の改修は普通教室を特別支援の子が使いやすいように改修するというものです。例えば現在はフローリングの床ですが、クッション性のあるシートを敷き、転んでも大丈夫なようにすることや黒板をホワイトボードに変えたり、ロッカーも生徒児童数に合わせて変えるような改修をするものです。

中平委員 確認になるが、こちらは既に議会で何か議論になっているのか。

白畑教育長 トイレの洋式化について、洋式化された便器数は何割ぐらいになるのかという質問がありました。また、これから2巡目だが、どこまでを目標として目指すのかという質問もありました。全国的な進捗状況と比較したとき、今年度末に1巡すると、小中学校で63～65%ぐらいであり、全国平均が57%ぐらいなので、少し全国平均を上回ることとなります。100%と言いたいところですが、財政状況にもよりますので、できるだけ早く洋式化を進めていきたいということを施設課長より答弁しました。コロナの補助金を活用させていただき、一定進んだところはあると思いますが、これからも国の予算状況と国の補助内示をよく見ながら進めていきたいと思っております。

正岡委員 特別支援学級用に教室を整備する件について、小学校3校が挙げられているが、1教室ずつ改修するのか。

施設課長 はい、1教室ずつでございます。

正岡委員 小学校では3教室ほど特別支援のクラスがある所もあるかと思うが、各校で既に何クラスあるか伺いたい。

特別支援教育担当課長 杭瀬小学校の場合は現在、今年度3クラスでございます。元々2クラスでしたが、昨年度から1クラス増えましたので、今回整備していただくというかたちです。七松小学校は4学級、武庫の里小学校は3学級でいずれも昨年度に増設しております。

白畑教育長 他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「報告第1号」を、報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「報告第1号」は原案のとおり承認いたしました。次に、日程第2「議事」の「議案第7号 尼崎市指定文化財の指定について」を議題とします。伊元 歴史博物館長。

歴史博物館長 歴史博物館長でございます。お手元の資料6ページをお願いいたします。「議案第7号 尼崎市指定文化財の指定について」ご説明申し上げます。令和3年度の尼崎市指定文化財指定につきましては、尼崎市文化財保護条例第14条第2項の規定に基づき、令和3年11月9日付にて、尼崎市文化財保護審議会に諮問いたしておりましたが、去る1月21日に同審議会より答申をいただきましたので、同条例第5条第1項の規定に基づき、答申がありました指定候補物件を尼崎市指定文化財として指定することにつきまして、ご審議いただくものでございます。それでは、指定候補物件についてご説明させていただきます。指定候補物件2件は、いずれも指定の種別は、尼崎市指定有形文化財（歴史資料）でございます。1件目の指定番号は、「第58号」名称は、「寛文十年頃尼崎城下絵図。員数は、「1枚」構造及び形式は、「紙本彩色画 縦126.0cm 横195.0cm」、所有者の氏名は、「加地泰雄」、所有者の住所は、「尼崎市宮内町3-125-3」、所在の場所は、「南城内10番地の2 尼崎市立歴史博物館」、「寄託資料」でございます。2件目の指定番号は、「第59号」名称は「延宝頃尼崎城下絵図」、員数は、「1枚」、構造及び形式は、「紙本彩色画仮巻装 縦109.0cm 横210.0cm」、所有者の氏名は、「貴布禰神社」、住所及び所在の場所は、「尼崎市西本町6-246」でございます。それでは、1枚めくっていただきまして、議案第7号説明資料、「令和3年度尼崎市指定文化財の指定について」にそっ

てご説明させていただきます。1 件目の『寛文十年頃尼崎城下絵図』は、尼崎城と城下町を克明に描いた縮尺1 2 0 0分の1の絵図で、尼崎城下絵図の中では最も正確なものといわれており、現在は尼崎市立歴史博物館に寄託されております。道・海・川・葭は彩色され、町ごとに色分けされて凡例が付けられているが、城郭内、武家屋敷、寺町、別所村などには彩色や書き込みはなく、図の端に「尼崎 番町之所持」と記されていることから、町絵図として町内で持ち回りされ保存されてきたものと考えられます。また、後の時代に付された貼り紙が残っておりますが、本図と同じ内容をもつ尼崎市指定文化財『尼崎城下風景図』（指定番号1 6）の一つ「尼崎城下絵図」には、その貼り紙の記載が直接書き込まれておりますから、本図の写しとみられます。図に書き込みはほとんど見られませんが、寛文4年に完成した築地町にのみ東西南北の距離や道の長さ、戎社（現在の初嶋大神宮）、網干し場、かつて町の南西隅に「エビス社」（西浜恵比須神社）があったことなどが記されております。また、この図の特徴は、築地町が造成される以前の砂州も一緒に描き込まれていることで、この絵図の目的の一つは、築地町完成の過程を示すことであつたと思われまふ。また、築地町と共に書き込みがあるのが出屋敷になり、尼崎藩青山家家臣印南惣兵衛・飯尾惣太夫が奉行となり、寛文9年5月1日に区画、同月中旬から工事、同月中旬に完成したことが記され、一部には城下から移転した宮町住民の居住地が示されております。また、出屋敷建設に伴い閉鎖された、旧西町口門の旧地形も合わせて書き込まれております。さらに城郭内に赤く描かれているいくつかの櫓は、寛文4年に新築、移築が許可された櫓であることから、城郭内の赤い施設は同年以降に建てられたものを示していると思われまふ。城郭については寛文4年以前の図に、改修後の状況を書き加えていったものであることが分かつております。また、それまでなかった兵庫橋の桁形もこの頃に作られたことが分かります。絵図の景観年次は、出屋敷が完成した寛文9年5月以降であります。前年12月に許可された旧西町口門の堀は完成しているものの、取り壊しが決まった門がまだ残っていること、築地町にはまだ一部しか色が付けられておらず、住民がまだあまり住んでいない様子から、時期のあまり下らない寛文9～10年頃の景観と考えることが出来まふ。尼崎城と城下町は、元和4年の築城開始以来、築地町を含む尼崎8町の成立、出屋敷の建設と城郭の改修を以て約50年の歳月をかけて完成しますが、本図はそれらの形成過程を示すとともに、完成を伝える記念すべき一枚といえ、尼崎市指定文化財としての価値を有してあります。続きまして、2件目「延宝頃尼崎城下絵図」は、町屋を桃色、神社を赤色、寺院を水色で色分けした横2メートルを超える大型の絵図で、元は折りたたんだ状態で痛みが見られましたが、現在は保存修理し仮巻装に表装されてあります。元の外題箋は「尼ヶ崎城下図」。武家屋敷には「侍」、「足軽町」、「小役人町」などの書き込みがされてあります。また、城郭内には一部の武家屋敷の書き込みしかありませんが、城の描写は石垣一つ一つまで丁寧に描き込まれてあります。ただし、天守が三層であつたり、伏見櫓が二層であつたりするほか、出屋敷の鈎型の曲がり角が斜めに描かれていることなどに独特の特徴が見られまふが、これらの特徴を持つ絵図は他にもいくつか見られることから、江戸時代に広く出回つた絵図の一つと考えられまふ。絵図の構図と景観は、『寛文十年頃尼崎城下絵図』（以下、『寛文図』）とほぼ同じであります。寛文図と本図とを比較すると、城郭内では『寛文図』にあつた櫓等の新築・移築箇所が全て描き込まれ

て改修後の景観になっていること、築地町の地先の砂州が発達して町場も完成していることなどから、本図は『寛文図』を元にしつつ、その後の城下町の変化を書き加えて修正した絵図と考えられます。本図は、18世紀初頭に開削された碇の水尾がまだないことから、これまで17世紀末の元禄頃の絵図と称されてきました。しかし、中在家町では元禄5～8年頃に魚問屋が成立し、さらに南へ一街区拡大して、同町にあった浜恵比須神社（図中「夷」）の南の浜辺に魚市が立てられることになりませんが、本図では浜恵比須神社はまだ海岸線に描かれて、中在家町の南部が拡大する様子は全く見られません。また寛文8年に取り壊しが決まった旧西町口門がまだ残っていることから、本図の景観は元禄期より更に時代は古く、『寛文図』からはあまり時代が下らない延宝年間頃の、元禄期へ向け尼崎城下町が発展していく前の様子を描いた絵図であります。本図はその大きさや筆致の細かさなどから、城下町尼崎の発展拡大過程を克明に描いた貴重な資料であり、尼崎市指定文化財としての価値を有しております。尚、次頁、中程に両候補物件の共通の参考文献を掲載しております。以上のとおり、これら2件を尼崎市指定文化財として指定するにふさわしい物件として、このたび答申をいただきましたことから、指定候補物件とさせていただきます。なお、参考資料としまして、10ページから12ページに現在の尼崎市指定文化財の一覧表、13ページ以降に文化財保護審議会からの答申書の写しを添付しておりますので、あわせてご清覧ください。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議下さいませようお願いいたします。

白畑教育長                    説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

中平委員                    文化財保護について伺いたい。教育委員会や総合教育会議の中でも少し話題になったが、社会教育施設の博物館等を観光施設のようにもっと活用すべきであって、経済的な意味を持ち得ないと無用であると極端に見られてしまう議論にもなるかと思うが、文化財を保護していく目的について、本市の方針を確認させていただきたい。

歴史博物館長                先ほどご指摘いただきましたように、文化財については単に保存するというだけでなく、観光目的でたくさん見ていただくために活用すべきという意見もございますので、どちらかが大事という事ではなく、どちらも大切と思っております。博物館の機能といたしまして、一般的に3つあると言われております。1点目が貴重な歴史史料を収集し保存していく事、2点目が調査研究機能、3点目に教育普及でございます。活用すべきという議論が起きる前からそう言われていた事なので、活用については触れられておりませんが、私見として、積極的な活用は危ぶまれるという意見もあります。人が来たら何でもいいのか、あるいは文化財そのものや文化財を取り巻く環境というものが破壊されてもいいのか、これはどこまでいっても結論でないものと思っておりますので、市指定文化財として保護して伝えていく部分は、活用という事もありますが、基本的には今まで培ってきたもの、受け継いできたものを大切に将来に繋いでいく、引き継いでいくという事なのかと思っております。

中平委員

3点おっしゃっていただいた中に活用という言葉が無いという様な事からして、例えば経済的なインパクトや、採算が取れない部門としての博物館であったり、社会教育みたいなものが挙がってくるが、私自身の思いとしては決してそうではなく、あくまでも保護していく事からして、費用負担を市が行っても保護していくところにおそらく価値があるのだろうと理解をしている。負担ばかりでどれだけのリターンがあるのかという尺度で図られるが、教育行政や文化財保護、社会教育を含めて、決してリターンを求めて行うべきものではなくて、経済的な有用性みたいな尺度ではないところの物差しを大事にしながら、物を見に行かせていただければと思っているので、答えていただいた事には納得している。

歴史博物館長

平成30年の文化財保護法の改正の中で、義務規定ではありませんが、地域文化財活用計画というものを各自治体で作り、保存、そして活用をしっかり方針を持って取り組んでいくものがございます。これは全国でもまだ30部程度しか作られていないもので、これから徐々に広がっていくと思っております。本市教育委員会においてはまだ計画を作るところまで至っておりませんが、ご指摘いただいた事も踏まえまして、単純に保存する為に活用するという事ではなく、着実に進めていきたいと思っております。

中平委員

活用の案が出て検討していただいているという事だが、決して活用してはいけないという事ではなく、活用にも色々あるだろうと思っている。文化財保護等に関しては、いわば市民の理解がないと決して維持できるものではないというのも一面あるかと思うので、本市の文化財保護行政等に対する理解に触れていただくことで理解が進んだり、魅力を感じていただく事もあるかと思う。活用がいわば観光客を誘致したり、経済的なリターンを求めるみたいなどころだけではないということを含めて考えていただきたいと思っている。

正岡委員

指定有形文化財に指定されるものとされないとの、大きな違いはあるのか

歴史博物館長

実は今回の58号と59号ですが、所有者がそれぞれ市ではなくて、個人あるいは貴布禰神社さんの方になっております。去年の2点の指定文化財にさせていただいたものは市所有のものになります。市所有のものを文化財指定してはいけないという事はありませんが、本来、民間のものに対してそのまま放置して置いておくと遺失や滅失したりする危険性がございます。指定文化財とすることによって、改変や撤去に対して一定の制限をかけていくという事が文化財保護の考え方でございます。保存には「市」指定文化財、「県」指定文化財、「国」の重要文化財、「国宝」とございますが、指定して使いにくくするだけでは無く、修復あるいは維持なんかに補助制度等もございますので、そういった制約かける部分と残していく為のお手伝いしていくとの2つがあるのかなと思っております。

白畑教育長

他に質疑はございませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。お諮りいたします。「議案第7号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

白畑教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第7号」は原案のとおり可決いたしました。次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。  
西田 企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。「教育委員会2月定例会報告事項」について、ご報告いたします。お手元の資料、18ページをお開き願います。まず、総務関係でございます。2月1日及び16日に「政策推進会議」が開催されました。また、2月8日には、阪神7市1町教育長協議会が開催され、就学前教育などの議題について話し合われました。次に、学校教育関係でございます。1月29日から30日にかけて「尼崎市学校給食展」を、あまがさきキューズモールにて開催しました。献立作成や給食ができるまでの動画放映や給食の歴史等のパネル展示を行い、多くの方にご観覧いただきました。続いて、社会教育関係でございます。1月27日に株式会社クボタの男子バレーボールチーム「クボタスピアーズ」との連携協定を締結しました。トップアスリートによる学校への派遣等を通じてスポーツ振興に協力いただくこととなります。最後に、3月の主要行事予定表でございます。まず、議会関係につきまして、3月25日まで市議会定例会が予定されております。3月8日から9日にかけては代表質疑、また、翌日の10日には次年度の当初予算に関して文教分科会が開催され、17日から18日には総括質疑が予定されております。また、学校園の卒業式、卒園式につきましては表のとおり順次、執り行う予定でございます。次に、教育委員会関係についてでございます。先日よりお伝えしておりますとおり、3月は臨時会を2回予定しております。1回目は3月14日、14時から開催、2回目は22日、9時30分より開催でどちらも非公開での開催を予定しております。また、28日につきましては、13時30分より第3回総合教育会議を開催予定、その後15時30分より3月定例会を開催予定としております。報告は以上でございます。

白畑教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

白畑教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。それでは、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の要旨は非公開とする~~~~~

(「議案第6号」の内容については、職員課が別途作成)

白畑教育長 以上を以って、本日の日程は全て終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会2月定例会を閉会といたします。



以上、尼崎市教育委員会 2 月定例会の議事の全部を終了したので、午後 6 時 3 8 分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会 2 月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。